

## 医療機関を受診するときに

### 重複受診は控えましょう

同じ病気で複数の医療機関を受診することは、医療費を増やしてしまうことになるだけでなく、重複する検査や投薬により、かえって体に悪影響を与えてしまうなどの心配もあります。

### 休日・夜間の受診はなるべく控えましょう

休日や夜間に開いている救急医療機関は、緊急性の高い患者さんを受け入れるためのもので、医療費も高く設定されています。緊急時以外は、平日の時間内に受診することを心掛けましょう。

### お薬手帳を活用しましょう

お薬手帳とは、処方された薬の名前や量、回数などを記録する手帳です。薬は多数服用することや飲み合わせによっては、副作用や有害事象が生じることがあります。複数の医療機関や薬局を利用する場合などでもお薬手帳を1冊にまとめ、すでに処方されている薬を医師や薬剤師に正確に伝えましょう。

## その他

### ジェネリック医薬品を上手に活用しましょう

ジェネリック医薬品とは、新薬の特許が切れた後に他のメーカーが製造し、新薬と品質や効き目、安全性が同じであると国が認めた医薬品のことです。新薬よりも価格が安く設定されているため、医療費を節約することができます。新しい国民健康保険被保険者証と共に、ジェネリック医薬品希望シールおよび被保険者証ケースを同封します。ぜひお使いください。

※ジェネリック医薬品は医療用医薬品のため、医師による処方箋が必要です。治療内容によってはジェネリック医薬品が適さない場合もありますので医師や薬剤師によく相談したうえでお薬を選びましょう。

ジェネリック医薬品は、患者さんのお薬代の負担を軽くするお薬です。ジェネリック医薬品を希望される方は、このシールを保険証等に貼ってご利用ください。

【シールの使用例】

|        |                 |      |            |
|--------|-----------------|------|------------|
| 姓      | 田               | 名    | 太郎         |
| 生年月日   | 昭和50年2月1日       |      |            |
| 住所     | 美郷町土野上野乙170番地10 |      |            |
| 国民健康保険 | 令和6年9月30日       | 保険証  | 番号 1234567 |
| 受付年月日  | 平成16年11月1日      | 保険者名 | 美郷町        |
| 保険番号   | 令和5年10月1日       |      |            |
| 保険者番号  | 061110          |      |            |

美郷町国民健康保険

### リフィル処方箋について

リフィル処方箋とは、症状が安定している方に対して、医師が可能と判断した場合に発行される、最大3回まで繰り返し使用できる処方箋です。繰り返し使用できる期間中は、リフィル処方箋により医師の診察を受けることなく薬局で薬を受け取ることができます。それにより、通院にかかる負担の軽減や受診時の感染リスクの低下などが望めます。

※投薬量に制限のある医薬品や湿布薬はリフィル処方箋による投薬はできません。

※リフィル処方箋による投薬期間が終了する前でも、症状が変化した場合などには医療機関を受診することが可能です。

# 10月から国民健康保険の 被保険者証が変わります

**被** 保険者証は国民健康保険に加入している一人ひとりに1枚ずつ交付されます。医療機関を受診するときは必ず保険証を提示しましょう。



## ■被保険者証

### 被保険者証の送付について

新しい被保険者証は、9月下旬に世帯主の方へまとめて特定記録郵便で送付します。内容をご確認のうえお受け取りください。

なお、長期の不在または入院などの予定がある場合は、**9月8日金まで**に町福祉保健課へご連絡をお願いします。

### 被保険者証の有効期間について

新しい被保険者証の有効期間は、10月1日(日)から令和6年9月30日(月)までの1年間です。ただし、次に該当する方は下のとおりの有効期間が短くなります。

- ・10月2日(月)から令和6年9月30日(月)までの間に75歳になる方

有効期間◆75歳の誕生日の前日まで

※誕生日から後期高齢者医療制度の被保険者となります。



必ず提示  
しましょう

### 国民健康保険への届け出は速やかに

国民健康保険に加入するときや、国民健康保険を脱退するときには届け出が必要です。次の書類を持参して、町福祉保健課で手続きをしてください。

#### ■国民健康保険に加入するときに必要なもの

- ・社会保険資格喪失証明書(職場等に請求してください)
- ・加入する方の個人番号(マイナンバー)が分かる書類(マイナンバーカード、通知カード等)
- ・手続きに来る方の身分証明書(運転免許証等)

#### ■国民健康保険を脱退するときに必要なもの

- ・職場から交付された健康保険証(加入した方全員分、コピー可)
- ・国民健康保険被保険者証
- ・脱退する方の個人番号(マイナンバー)が分かる書類(マイナンバーカード、通知カード等)
- ・手続きに来る方の身分証明書(運転免許証等)

### 加入の届け出が遅れると

- ・被保険者証が手元にないため、その間の医療費を全額自己負担しなければなりません。
- ・加入資格が発生した時点まで、国民健康保険税をさかのぼって納めなければなりません。

### 脱退の届け出が遅れると

職場の健康保険に加入する等で国民健康保険の資格がなくなり、その後に国民健康保険の被保険者証を使用した場合は、町が負担した分の医療費を返していただくことになります。

※お手元に職場の健康保険証が届いていなくても、職場の健康保険に加入した時点で、国民健康保険の被保険者証は使用できません。職場の健康保険証が届く前に受診する場合は、国民健康保険の被保険者証を使用せず、健康保険の切替手続中であることを医療機関等に申し出てください。

問●町福祉保健課 医療保険班 ☎0187(84)4907